

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第九十四号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「見積金額」の下に「（インターネットを利用して公有財産の売払いを行う事務の手続（以下「インターネット公有財産売却システム」という。）による入札の場合にあつては、予定価格）」を加える。

第二十条第一項中「入札書」の下に「（インターネット公有財産売却システムによる入札の場合にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。））」を加え、同条第二項中「入札書」の下に「（インターネット公有財産売却システムによる入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。））」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。